

鳥取県児童福祉法施行条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、当該審査請求を却下するとき。
- (2) 審査請求の内容が障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受ける者の負担する金額に対する不服であるとき。
- (3) その他不服審査会において専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合

(不服審査会の組織)

第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

(過料)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止)

2 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）は、廃止する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。